

## 地域住宅計画及び事後評価について

「地域住宅計画」は、地域の実情に応じた施策を計画的に推進するため、公的賃貸住宅の整備等に関して県と30市町村が共同で定めた計画です。

この計画に基づき実施される事業に対して、国から「地域住宅交付金」が交付されます。

また、地方公共団体は、計画期間終了後に取り組み状況等について「事後評価」を行います。

根拠法令：「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」  
(平成17年6月29日法律第79号)

作成主体：県及び30市町村

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、清武町、北郷町、南郷町、三股町、高原町、野尻町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

### 地域住宅計画及び事後評価の閲覧について

「地域住宅計画」及び「事後評価」は、下記の場所で閲覧できます。

記

閲覧場所 川南町役場 建設課（本庁舎 2階）

閲覧時間 月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時（閉庁日を除く）

問い合わせ先 川南町役場 建設課 建築係  
電話 0983-27-8013